

# 坂戸市立片柳小学校 P T A 役員選考規程

## 第一章 目的

第 1 条 この規程は片柳小学校 P T A 会則第 1 6 条に基づき、片柳小学校 P T A 役員選出を公正にして適正  
に行うことを目的とする。

## 第二章 役員推薦委員会の設置および構成

第 2 条 役員を選出するための執行機関として役員推薦委員会を置き、役員候補者の選出に必要な一切の業務を行う。

第 3 条 役員推薦委員は、総務委員および学年正副責任者からなる。

## 第三章 役員選出方法および選出役員の範囲

第 4 条 役員選出を円滑に進めるため、会員は予め役員希望の登録をし、役員候補者の選出の参考資料として活用する。

第 5 条 会長・副会長・書記・会計・および会計監査は役員推薦委員会で推薦し、運営委員会の議決を経て総会承認を得る。尚、会計監査は前年度役員より推薦する。また、顧問を置くことができる。

第 6 条 クラス役員は、会員より各学級毎に 4 名互選し、4 名はそれぞれ専門委員会に所属する。

第 7 条 学年責任者および副責任者は、各学年のクラス役員より 1 名選出する。但し、学年の正副責任者と専門委員長は兼務しない。

第 8 条 専門委員長および副委員長は、各委員会で互選する。

第 9 条 総務委員は役員及び専門委員会等の名簿を作成し、会員に報告する。

第 1 0 条 役員に欠員が生じたときは、役員選考規程のそれぞれの条項に基づいて補充し運営委員会の承認を得る。

## 第四章 改正

第 1 1 条 この規程は、運営委員会に於いて構成員の 3 分の 2 以上の同意をもって改正する事ができる。

## 付 則

この規程は、平成 2 年 2 月 1 4 日より施行する。

平成 2 年 1 0 月 3 1 日臨時運営委員会にて一部改正

平成 3 年 3 月 2 8 日運営委員会にて一部改正

平成 4 年 3 月 1 8 日運営委員会にて一部改正

平成 4 年 9 月 1 8 日運営委員会にて一部改正

平成 8 年 2 月 2 7 日運営委員会にて一部改正

平成 1 2 年 3 月 9 日運営委員会にて一部改正

平成 1 9 年 1 月 1 1 日運営委員会にて一部改正

平成 2 5 年 5 月 1 0 日総会にて一部改正

平成 3 0 年 5 月 1 日総会にて一部改正

令和 4 年 3 月 1 6 日運営委員会にて一部改正

本規定は廃止となります。